

意見書

無線設備規則の一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年6月22日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年7月11日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

無線設備規則の一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 改正内容

今後、導入が予定される新たな電波利用システムの円滑な開設、運用を促進するため、これら無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値について、告示にて規定すること。（別表第2号関係）

(2) 施行期日等

- 一 公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を規定すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

占有周波数帯幅は、発射する電波のエネルギーの99%を含む周波数の幅を示しており、この許容値は、基本的には、電波の型式の区分ごとに定められている。

しかしながら、例えば実験局のように、電波型式の区分で占有周波数帯幅を一律に定められないものもあることから、この様な場合には、電波の型式に冠して占有周波数帯幅の許容値を免許の際に指定することとしている。

本件は、電波型式の区分で占有周波数帯幅を一律に定められないものを新たに追加し、併せて、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うため、告示において規定することとするものである。

具体的に追加する項目は大きく4件あり、1件目は、ロケットの打上げに係る無線局である。今までは、実験局として免許してきたが、近々商用化されることもあり、また、ロケットの通信技術も安定してきたことから実用局として免許するものである。実用局として免許するに際して、ケースに応じて占有周波数帯幅の許容値を任意に設定できる

よう、追加するものである。

2件目は、人工衛星制御を行うアマチュア局である。人工衛星制御については、今後、大量のデータ伝送を行うことも考えられることから、占有周波数帯幅を電波の型式に冠して指定するものである。

3件目は、臨時かつ一時に使用する無線局である。F1やサッカーのワールドカップ等、世界的なイベントの際は海外製品が持ち込まれることも多く、柔軟に免許処理できるように追加するものである。

4件目は、特別業務の局である。現在、VICSやアマチュア局に対するガイダンスのための局があり、特別業務の局の特殊性から今般、追加の対象としたものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する1者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
三菱重工業株式会社	賛 成	

第3 理由

本件は、無線設備ごとに必要な占有周波数帯幅の許容値を別に指定できるようにするため、無線設備規則の一部を改正するものである。

無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、無線設備規則第6条(別表第2号)において、電波の型式の区分ごとに定めているが、実験局等のように占有周波数帯幅をあらかじめ規定することが困難であるものにあつては、無線設備ごとに必要な占有周波数帯幅を別に指定している。

近年、科学技術の発達などを背景に、ロケット打上げの商用化やアマチュア無線の人工衛星システムの需要増加が見込まれている他、国際的なスポーツイベントの開催に伴い、参加国(又はチーム)により無線設備が持ち込まれる事案も年間を通じて発生しているが、これら業務に使用される無線設備が発射する電波は、運用状況により必要とするデータ伝送量が異なることから、占有周波数帯幅も様々なものが想定される。

今回の改正は、これらの無線設備についても、無線設備ごとに必要な占有周波数帯幅の許容値を別に指定できるよう、無線設備規則の見直しを行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の改正案では、無線設備ごとに必要な占有周波数帯幅の許容値を別に指定できるよう、対象となる無線局の無線設備を告示において規定する旨、無線設備規則別表第2号の一部を改正しているが、これは無線局の円滑な開設及び運用を促進するものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。